

令和 7 年度

宇治田原町放課後児童健全育成施設
入 所 案 内

宇治田原町教育委員会



○放課後児童健全育成施設とは

宇治田原町放課後児童健全育成施設（児童育成施設「元気っ子」）は、宇治田原町立小学校に在学する児童で、下校しても保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図ることを目的としています。

○入所対象児童

令和7年4月1日現在で、宇治田原町立小学校に在学する第1学年から第6学年までの児童のうち、次のいずれかに該当する児童です。

- （１）保護者が労働により昼間不在となるため、家庭での必要な保護が受けられない児童
- （２）保護者が疾病又は出産その他やむを得ない事情により、家庭での適切な保護が受けられない児童
- （３）その他教育長が保護を認める児童

○児童育成施設

◆児童育成施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
宇治田原町立田原児童育成施設	郷之口中林7番地	99-7185（FAX 兼用）
宇治田原町立宇治田原児童育成施設	岩山丸山37番地	99-7188（FAX 兼用）

※土曜日は、次のとおり合同開設します。

4月～9月の土曜日…宇治田原児童育成施設

10月～3月の土曜日…田原児童育成施設

※お盆期間等、利用者が少ない時期については、利用希望を調査の上、利用者数が少なければ合同開設とします。（別途、元気っ子だより等で連絡）

※土曜日に学校行事（学校公開や運動会）がある日は、利用希望者がいない場合、開設しません。

◆休みの日

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ④ 気象警報発表等により学校が休校となった日
- ⑤ その他教育長が必要と認める日

◆開設区分及び開設時間

開 設 区 分	開 設 時 間
(1) 月曜日から金曜日	下 校 時 ～ 18:30
(2) 土曜日・長期学校休業日	7:30 ～ 18:30
(3) その他の学校休業日	7:30 ～ 18:30

○入所手続きの流れ（令和7年度入所）

◆申込受付期間：令和6年12月16日（月）～令和7年2月5日（水）9：00～17：00

◆受付場所：宇治田原町役場2階 教育委員会社会教育課

※2月5日（水）のみ夜間（17：00～19：00）に、役場1階 多目的室1において受付します。

※上記期間後の入所申込については、教育委員会（0774-88-6613）にお問い合わせください。

準備期間	必要書類の入手（児童育成施設、教育委員会社会教育課で配布）、作成 <u>就労証明書は作成に時間を要する場合がありますのでご注意ください。</u>
入所申込	令和6年12月16日（月）～令和7年2月5日（水） 9：00～17：00 役場2階 教育委員会社会教育課で受付（土・日・祝除く） ※2月5日（水）のみ夜間受付有り（17：00～19：00 役場1階 多目的室1）
入所選考	申請書類の確認、審査
結果通知	入所選考後、入所決定（却下）通知書の送付（2月下旬（予定）） 入所に関する案内を合わせて送付します。
保険加入手続き	スポーツ安全保険料の支払い（児童1人につき年額800円） 受付締切：令和7年3月18日（火）（厳守） 9：00～17：00 役場2階 教育委員会社会教育課で受付（土・日・祝除く） ※3月18日（火）のみ夜間受付有り（17：00～19：00 役場1階 多目的室1）
説明会	新規入所者保護者入所説明会の実施 令和7年3月22日（土）13：00～ 田原児童育成施設で開催します。
4月入所	※スポーツ安全保険への加入が必須です。

※ 4月からの入所を希望される方は、上記受付期間内に必ず提出してください。

※ 育成費に未納のある方は、入所申し込みをされるまでに納入してください。未納のある方は、申し込みの際、職員にご相談ください。

○児童育成施設入所申請書類

下記の①～③は、どの児童も必要です。④～⑥は該当する方のみ提出してください。

① 児童育成施設入所申請書・・・児童一人につき1部、提出してください。

※ 申請内容や健康状況などによっては学校及び保護者の方と面談する場合があります。

② 就労証明書・・・保護者各1枚

③ 個人情報の取扱いに関する同意書

④ 生活保護受給証明書（該当する世帯のみ）

- ⑤ 「令和 6 年度市町村民税納税通知書」の写し、または「令和 6 年度課税証明書」（令和 6 年 1 月 2 日以降に転入された方のみ。育成費の算定に使用します。）

・・・保護者各 1 枚

- ⑥ 申 立 書（次の各号に該当する方は、必ず提出してください。）

- a) 求職中又は採用内定者で申請日に就労証明書の提出ができない方

（注）・申請日時点で採用が内定されている方は、内定通知書を添付してください。

・申請日時点で求職中の方は、入所月の前月末までに内定通知書を提出してください。（内定通知書の提出がなければ入所できません。）

・就労証明書は入所後速やかに提出してください。（入所日から 1 カ月以内に就労証明書を提出できない場合は退所となります。）

- b) 疾病、看護、妊娠中、出産後を入所理由として申請される方

診断書や妊娠・出産証明書又は母子健康手帳のコピーなど事実がわかる書類を提出してください。

（注）産前・産後は概ね 8 週間で、育児休業期間中は対象外です。

※ 2 人以上の児童の入所を同時に申し込まれる場合、「①児童育成施設入所申請書」以外の書類は 1 部を提出してください。

※ 提出後、記載内容に変更があった場合は、速やかに社会教育課（入所後は児童育成施設）に連絡してください。変更の手続きが必要な場合があります。

※ 4 月以降の途中入所希望の場合は、利用開始希望月の前月 1 0 日が提出期限となります。

※ 提出された書類について記載事項に虚偽があった場合は、申請及び申込は無効となります。

※ 添付書類の不備や記入漏れなどがある場合は、受付できません。

○育成費の算定

父母の市町村民税額の合計額により算定します。

4～6 月分の育成費については前年度の課税状況により仮算定を行い徴収いたします。6 月の当該年度の税額が確定した時点で再算定を行い、4 月に遡り育成費を確定します。育成費の確定により差額がある場合は、育成費の決定に合わせ通知します。

「別表」育 成 費

区分	育 成 費 算 定 の 基 準	育 成 費（月額）	
		1 人 目	2 人目以降
1	令和 7 年度の市町村民税が 1 0 万円以上の世帯	5, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
2	令和 7 年度の市町村民税が 1 0 万円未満の世帯	4, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
3	令和 7 年度の市町村民税が均等割額のみ世帯	2, 5 0 0 円	1, 5 0 0 円

4	令和7年度の市町村民税が非課税の世帯	1,000円	500円
5	生活保護（要保護）、準要保護世帯	0円	0円

- ※ この表において「2人目以降」とは、同一世帯の児童が同時に2人以上入所している場合、当該入所児童の2人目以降の者をいいます。（年少の児童を1人目とみなします。）
- ※ 市町村民税は、調整控除額以外の税額控除（配当割控除、住宅借入金特別税額控除、寄付金控除等）を除く額とします。
- ※ 令和6年1月2日以降に転入された方は、「令和6年度市町村民税納税通知書」の写し、または「令和6年度課税証明書」を提出してください。また、令和6年1月2日以降に転入された方は、併せて、当該年度の税額が決定次第、「令和7年度市町村民税納税通知書」の写しを提出してください。
いずれも、保護者各1枚の提出となります。
- ※ 育成費とは別に「おやつ代（月額1,500円）」等が必要となります。これらの費用は各月10日までに直接各児童育成施設でお支払いください。

○退所及び入所資格の喪失

次に該当する場合は入所資格が喪失しますので、速やかに退所届を教育委員会事務局へ提出してください。

- ① 保護者の離職等により家庭での保育が可能となった場合
- ② 町外へ転出する場合

なお、次の場合も退所となる場合があります。

- ① 連続して5日以上無断欠席した場合
- ② 3か月を超える育成費の滞納がある場合
- ③ 他の児童の保育に支障があると認めた場合
- ④ その他教育長が放課後児童健全育成事業の運営に支障があると認めた場合

○スポーツ安全保険の加入について

児童育成施設での活動中のケガや事故に備え、スポーツ安全保険に全員加入していただきます。掛金は保護者負担となり、児童一人につき800円（年額）です。

入所決定後、直接、教育委員会に収めてください。

なお、入所決定がなされていても、スポーツ安全保険の手続きができていない場合は、児童育成施設を利用することはできません。手続きには数日かかりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ】

〒610-0289 宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1

宇治田原町教育委員会 社会教育課

TEL 0774-88-6613

FAX 0774-88-3780